

佐渡市利用者負担額（保育料）階層区分表（月額）

（単位：円）

各月初日の入所児童の 属する階層区分	利用者負担額（月額）					
	階層	3歳以上		3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護法による被保護 世帯（単給世帯を含む。）	A	0	0	0	0	
市町村民税非課税世帯	B	1,500	1,400	2,300	2,200	
市町村民税均等割課税世帯	C	5,900	5,700	8,300	8,100	
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	D 1	7,300	7,100	9,500	9,300
	48,600円以上 64,000円未満	D 2	8,600	8,400	10,800	10,600
	64,000円以上 72,000円未満	D 3	9,700	9,500	11,700	11,500
	72,000円以上 80,000円未満	D 4	11,400	11,200	13,600	13,300
	80,000円以上 88,000円未満	D 5	14,500	14,200	16,100	15,800
	88,000円以上 97,000円未満	D 6	16,600	16,300	19,100	18,700
	97,000円以上 109,000円未満	D 7	17,900	17,500	21,500	21,100
	109,000円以上 128,000円未満	D 8	19,700	19,300	24,000	23,500
	128,000円以上 148,000円未満	D 9	21,200	20,800	26,600	26,100
	148,000円以上 169,000円未満	D 10	22,600	22,200	28,300	27,800
	169,000円以上 191,000円未満	D 11	25,200	24,700	31,700	31,100
	191,000円以上 214,000円未満	D 12	26,600	26,100	33,200	32,600
	214,000円以上 244,000円未満	D 13	27,800	27,300	35,000	34,400
244,000円以上 280,000円未満	D 14	28,800	28,300	37,000	36,300	
280,000円以上 316,000円未満	D 15	30,100	29,500	39,000	38,300	
316,000円以上	D 16	31,600	31,000	41,000	40,300	

○利用者負担額（保育料）の決まり方

- ・ 保護者をはじめ、必要に応じて同居する祖父母いずれかの市町村民税額によって、算定されます。
- ・ 4～8月分は前年度の市町村民税額によって、9月以降分は当年度の市町村民税額によって、算定されます。
- ・ 市町村民税非課税世帯（B階層）で身体障害者手帳などをお持ちの方がいる世帯、または母子（父子）世帯（事実上の婚姻状態は除く）については、利用者負担額（保育料）は無料になります。
- ・ 月の途中で入退園したときは、在籍日数から日割計算してその月の利用者負担額（保育料）を算定します。
- ・ 年収約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯・障がい者のいる世帯は利用者負担額（保育料）が減額になります。
- ・ 在園児の兄弟が小学校1年生から3年生の年齢の範囲にいる場合、在園児は無料になります。同時在園でも第2子目以降は無料です。